

作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令

○作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第二条第六号の厚生労働省令で定める機器）</p> <p>第二条 作業環境測定法（以下「法」という。）第二条第六号の厚生労働省令で定める機器は、次に掲げる機器（以下「簡易測定機器」という。）以外の機器とする。</p> <p>一 検知管方式によりガス若しくは蒸気の濃度を測定する機器又はこれと同等以上の性能を有する機器</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（法第二条第六号の厚生労働省令で定める機器）</p> <p>第二条 作業環境測定法（以下「法」という。）第二条第六号の厚生労働省令で定める機器は、次に掲げる機器（以下「簡易測定機器」という。）以外の機器とする。</p> <p>一 検知管方式によりガス又は蒸気の濃度を測定する機器</p> <p>二・三 （略）</p>